

子どもが主人公の面会交流 (1)

—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—

本誌「ふぁみりお」第 54 号は、面会交流がようやく民法に明文化されたことを詳細に解説しました。FPIC は、平成 6 年から面会交流の援助事業を続けていますが、この 18 年間に蓄積した面会交流援助の経験（理論と技法）を、FPIC の面会交流援助部長の山口恵美子常務理事が、これから全国的に広まる面会交流の援助に当たる方々に役立ててほしいと願って、標題の冊子を作成しましたので、それを広く頒布することにしました。併せてその主要部分を本誌に連続掲載して紹介することにします。

序章

- 1 面会交流が民法上明文化されました（省略）
- 2 今までの面会交流はどうだったのでしょうか（省略）
- 3 これからの面会交流はどうなるのでしょうか

(1) 面会交流は「当たり前」のことになります

子どものいる夫婦は離婚すれば他人になれますが、生涯絶縁状態になることはできません。親同士として、経済的（養育費）にも、精神的（面会交流）にも、子どもの養育責任を果たさなければならないからです。

(2) 子ども中心の会い方を話し合うことになります

面会交流の話合いは親の権利義務の調整が目的ではありません。面会交流の真の主人公は子どもです。親同士の会わせる、会わせないの争いになりがちですが、別居親の思いどおりの会い方ができるわけでもありません。父母は子どもの利益を最優先して、現在だけでなく将来を見据え、どうすれば子どもが嫌がらず、楽しんで続けられるような面会交流ができるかを冷静に話し合うことが求められます。

(3) 裁判所、相談・援助機関を上手に活用する賢い親が増えてきます

父母だけで冷静に話し合えればよいのですが、子ども中心の条件を整えるということは大変難しいことです。一方が正論と思って一生懸命説得しても、他方には主観を押し付けられているように感じられることが多いからです。友人、知人、身内の智恵を借りてもあまりうまくいきません。かえって紛争が拡大してしまう危険さえあります。公的機関、専門家、専門機関等を利用して、早期に、しかも問題を後に残さない解決方法を選ぶ父母が増えるでしょう。なかでも、家庭裁判所は費用も安く、安全に適正妥当な解決を図る公的解決機関です。しかし、裁判所は決定機関であって、実施機関ではありません。円滑に実施されない面会交流のためには履行勧告制度がありますが強制力がなく、長期的にフォローする制度でもありません。不履行に対する強制手段としては、金銭の支払いを求める間接

強制がありますが、安心、安全な面会の実現をこそ望んでいる子どもの願いに応えるものではありません。

第 1 章 面会交流はなぜ必要なのでしょう

1 面会交流の究極の目的

子どもは父母の愛情を受けながら、父母をモデルにして成長します。ひとつ屋根の下に暮らしていなくても、自分には両親がいるということを実感しながら育つことが子どもに大きな力を与えます。面会交流の究極の目的は、子が親を知り、その親の愛情を確認して安心して育つことにあります。

(1) 子どもが親を知る権利の実現

子どもの権利条約（7 条）にもあるとおり、親を知る権利は、主体である子どもの権利です。親は子どもがこの世に存在するルーツであり、子どもが、自分は何者であるかという自我（セルフアイデンティティ）を確立するための土台であるからです。したがって、会って親を知ること自体に大きな意味があり、良い親か悪い親かにこだわり過ぎないことが大切です。

同居親は、会わせることによって別居親の言動が子どもに与える悪影響を大変心配します。確かな根拠がある心配には、面会の際に第三者を介在させるなどの工夫が必要かもしれませんが、一般的には、子どもは同居親が思っている以上にしっかりしています。別居親の不適切な言葉を、そのときは信じるがあっても、それはほんのいつと時のことです。成長著しい子どもはやがて真実を見抜き、極端に理想化したり、また「悪人」視したりすることなく、別居親を等身大に評価していきます。子どもの成長力を信じて、別居親には「言いたいだけ言わせておく」のが一番です。同居親が揺るがない大仏様のように構えていれば、子どもは別居親の言動にいちいち傷ついたり、不安を感じたりしなくなるものです。

自分の目や耳で直接親の実像を知った子どもは、ときには跳び箱の踏み板を踏むように、反面教師的な親を乗り越えて成長します。モデルにしたい親はもちろ

んのこと、乗り越えるべき親も知らなければ、子どもは進むべき道を見失って、思春期を自分探しばかりして過ごすことになりかねません。

(2) 真心をこめて愛情を伝えるための子に対する詫び

多くの親は、自分こそが被害者だと思っていますが、離婚によってもっともつらい思いをしたのは親ではなく、子どもです。子どもは最後まで、父母が自分を可愛いと思って、自分のために仲直りしてくれることを願っています。子どもの願いに応えられなかった父母の、せめてもの「詫び」が面会交流という「新しい仲直りのかたち」を見せることです。それが、子どもへの愛情の証しです。

別居親は、子どもが5~6歳以上であれば、「つらい思いをさせてごめん。もう心配しなくていいからね。会えてうれしい」と、直接ことばにして詫びと愛情を伝えることも大切です。そのときすぐに子どもからよい反応があるとは限りません。でも、子どもはその言葉を心の奥深くに留めて成長していきます。3~4歳の子どもなら、子どもと同じ目線に立って専心遊ぶことが、親の愛情を子どもに伝える「詫び」のしかたです。同居親の「詫び」は、子どもを面会交流に快く出し、快く迎えることによって、子どもが「新しい仲直りのかたち」を信じて安心できるようにすることです。

2 代替し切れない父母の固有の役割

家事、育児についての性別役割分業への批判から、父と母の社会的役割、すなわちジェンダー批判のみならず、生物学的相違まで否定するような過熱した議論が交わされた時期がありました。面会交流の援助経験からは、父母にはやはり代替し切れない固有の役割があると感じています。子どもは父親と母親とでは、かなり違った様相で遊びます。父親とはさまざまな運動をして遊び、ほめられて自信をもち、積極的になった子どもは歩き方まで違ってきます。初めて出会った父親の体をなでまわして、「これがお父さんなんだ」と声を上げた子どももいました。他方、母子の面会交流の場面では、子どもは深い情緒的交流や甘え方を示します。子どもと父母双方の関係は、それぞれに違っているからこそ、離婚後も別居親と子どもが交流することに意味があるといえるのでしょう。また同居親が、一人二役で両親の役割を背負い込もうとせず、別れてもなお、他方の親に親役割を担ってもらうためにこそ面会交流を活用すると考えることができれば、離婚後の親役割の負担もずっと軽減するでしょう。(3は省略)

第2章 面会交流の取決めをする際には、どのようなことに配慮したらよいでしょう

1 取決めのしかた

取決めは、父母が自分たちで話し合っ

て決めます。親の都合や要求のぶつけ合いでないことをしっかり確認して、子どもの希望、生活状況(保育園、学校、部活、友人、お稽古ごと等)、年齢、父母の住居間の距離等を考えて、子どもに負担がかかりすぎず、継続して実行できる取決めをしましょう。話し合いだけで、状況に応じて柔軟に対応できる父母は、子どもにとって最高の親です。話し合いが難しいときには、専門の相談機関の智恵を借りながら進めることをお勧めします。話し合いの結果は私的合意書でもよいので、文書にしておくことと後のもめごとが少なく済みます。公証役場で公正証書にする方法もあります。FPICでも、専門家による相談や民間調停(ADR)を行っていますので、それを利用して取決めをすることもできます。

父母間で話し合いができず、家庭裁判所の調停を利用して取決めを行うときには、調停調書という文書にします。離婚後の調停の場合、合意ができないときには、申し立てた側が取り下げない限り、審判によって裁判所が判断して決めることとなります。しかし、どんなに立派な決定も、父母に実行の意思がなければ絵に描いた餅になってしまいます。審判結果に不服があれば抗告することはできますが、紛争がかえって激化し、肝心の面会交流の開始がどんどん先延ばしになって行くこともあります。何年も会えないままに紛争を続けている父母の中には、こんなはずではなかったと、遅きに過ぎる後悔をしている人がたくさんいます。これから話し合う両親が、同じ轍を踏まないことを願わずにはられません。かといって、条件が折り合わないなら、いつそ面会交流は行わない方がよいなどと簡単にあきらめないでください。年に数回しか会えない面会交流でも、子どもにとっては親子の縁をつないでいく、かけがえのない大切なものなのです。FPICでは、面会交流の援助を通じてたくさんの子どもの事実を学んでいます。

では、どんな親子関係であっても面会交流を行うべきなのでしょうか。虐待やDV等による子どもの傷が深すぎたり、同居親の心身の疾病などによって、子どもが同居親との愛着形成に問題を抱えているときなどの面会交流は、かえって子どもの傷を深めたり、不安を強めることがあります。無理して強行しても、うまくいきません。子どもの回復や成長を年単位で待つから取決めを行うのが子の福祉にかなった判断といえるでしょう。一方同居親に対する別居親からのDVケースであっても、子どもに対する同居親の過剰な抱え込みを防ぐために、慎重に環境を整備した上で、面会交流を行うことが望ましい場合もあるでしょう。(以下、次号)

冊子の購入方法は、3ページに掲載されています。